諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１６年２月３日（平成１６年（行情）諮問第４３号）
答申日：平成１６年９月３日（平成１６年度（行情）答申第２０６号）
事件名：福岡拘置所エックス線差入品検査機の取扱説明書などの文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「福岡拘置所Ｘ線差入品検査機の取扱説明書などの文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１５年９月２５日付け福管総発第３１８号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，これを取り消し，本件対象文書の開示を求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

（１）福岡矯正管区は本件対象文書を作成又は取得しておらず，存在しないということであるが，平成１５年８月２５日付け「貴管区本年８月７日付け福管総発２６６号，８月１２日付け同２６７号（８月１４日付け同２７０号を含む。）補正回答書及び補正回答書の期限等について」②（１）及び同年８月２８日付け「送付文書の誤記，訂正での差し替え，行政文書の補充等について」①でも異議申立人は補正，訂正しているように「福岡拘置所Ｘ線差入品検査機の運用などを定めた文書」を請求したものであり事実誤認である。そして運用に当たっては明確に文書化しておかなければ当該の検査等行う職員は，ほとんど若い看守が多く，約６００名も収容されている被収容者の差入れ，宅下げ等業務等に支障を来すことになる。

（２）このＸ線差入検査機について福岡拘置所においては未決収容者が大半であることから布団，枕，座布団など金属探知機や触手検査で検査できない物はＸ線で検査しなければ戒護等に支障を来すことはもとより，不正納品

等の持込み等にもつながる重要な検査機である。そして，福岡地裁民事部平成１１年（行ウ）２４号事件において福岡拘置所が書証として提出した「乙第１号証」等に同所で使用されている「宅下願箋」には「Ｘ線検査項目」と明確に表示されており同所においてＸ線検査機が存在していることは明らかである。よって，その取消しを求め，本件不服申立てに及ぶ。

（３）当該施設の行政文書には保存文書台帳なる文書が存在し，当然，支出計算書類の保存期間が満了したとしても，当該警備機器は存在する訳だから，使用の限り当該文書も保存されることは明らかである。また，審査会にあっては，諮問庁が当該文書を保有していないと回答すると，それを鵜呑みにする姿勢に疑問を感じる。真実に保有していないのか，物品管理簿，設備機器運用若しくは取扱文書一覧表，台帳等の提出により詳細に調査されるべきである。諮問庁は，不存在であれば審査会が鵜呑みにすることを見越している節が見受けられるので客観的，審査，調査を尽くされるべきである。特に当該拘置所内の「宅下げ願箋」「仮出し願箋」には「Ｘ線検査」との項目が明記されており，「Ｘ線検査機」が存在していることは明らかであるので，同「願箋」も一見されるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件開示請求は，福岡拘置所におけるＸ線差入品検査機に係る取扱説明書などの文書の開示を求めてされたものであるが，福岡矯正管区においては，平成１５年８月１２日付け福管総発第２６７号をもって，取扱説明書などの文書については保有していないことから，文書不存在で不開示となる旨補正を求めたところ，審査請求人から「そのまま維持する」旨回答があったものである。なお，本件開示請求における「Ｘ線差入品検査機」は同所の物品管理簿に登載されておらず，当該機器に対応するものとして，同所では「手荷物検査装置」という物品名が該当する。

２　当該機器の取扱説明書などの文書については，平成１５年９月１６日付け府情審第２７８４号「総合警備システム及び手荷物検査装置に係る支出計算書証拠書類の不開示決定（不存在）に関する件」に係る審査請求を審理する際，福岡拘置所職員によって，当該機器の周辺，関係者の机の中や棚などを確認したものの，その存在を確認することができなかったものである。

　また，同所においては，当該説明書が存在しなくても，当該機器を使用する職員はその使い方を承知済みであり，また，当該機器の故障もほとんどないことから，特段の支障は生じていない状況であり，仮に当該機器が故障した場合には，同所に勤務する技官が対処するか又は生産メーカーに連絡し，修理を依頼することとしているものである。

３　ところで，当該機器の取得に関する文書は，同所の「平成７年度支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」として保存されていたところ，同支出関係書類の保存期間が５年であるため既に廃棄済みであることは，上記答申においても廃棄目録を確認することにより明らかとされているところであり，現時点においては，同廃棄文書の中に当該機器の取扱説明書などの文書が含まれていたかどうか確認することはできない。

４　したがって，本件行政文書の不存在を理由として開示しないこととした原処分は妥当と認められ，本件審査請求には理由がないことが明らかであることから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり調査審議を行った。

①　平成１６年２月３日　諮問の受理

②　同日　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年３月３日　審査請求人から意見書を収受

④　同年５月１２日　審議

⑤　同年６月１０日　諮問庁の職員（法務省矯正局保安課警備企画官ほか）からの口頭説明の聴取

⑥　同年７月１４日　審議

⑦　同年９月１日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

（１）審査請求人は，補正の過程で請求文書名を「福岡拘置所Ｘ線差入品検査機の運用などを定めた文書」と訂正しているが，処分庁は訂正前の「福岡拘置所Ｘ線差入品検査機の取扱説明書などの文書」を本件対象文書として特定し，不存在を理由とする不開示決定を行っている。この点について諮問庁は，本件審査請求人が訂正を希望した内容は，当該開示請求の趣旨と異なるものであり，手続上は，いったん当該開示請求を取り下げた上で，訂正内容のとおり記載した開示請求を別途行うべきものであり，処分庁において同人から出された「当該開示請求を維持するとしつつも当該開示請求の趣旨と異なる内容の開示請求に訂正する」旨の意思表示に対して，訂正は認められないとした判断に誤りはないと説明する。確かに，「取扱説明書などの文書」と「運用などを定めた文書」では，趣旨を異にしており，開示請求書の補正の範囲を超えて，新たな開示請求を行うべきものと認められ，処分庁の措置は違法・不当なものとまでは認められない。しかしながら，処分庁は，この点を審査請求人に教示しておらず，審査請求人にとっては，何故，当初の請求のまま不開示決

定がされたかが，明らかになっていないことから，今後，同様の判断をした場合は，書面等によりその趣旨を開示請求人に伝えるようにすることがより適切であると考えられる。

（２）本件において，処分庁は，審査請求人が開示請求文書として記載した「福岡拘置所Ｘ線差入品検査機の取扱説明書などの文書」ではなく，「手荷物検査装置」の取扱説明書などの文書を本件対象文書に特定している。この点について，審査請求人は，福岡拘置所の「宅下げ願箋」「仮出し願箋」には「Ｘ線検査」との項目が明記されており，「Ｘ線差入品検査機」が存在していることは明らかであると主張している。これに対し，諮問庁の説明によれば，処分庁を通じて福岡拘置所の「宅下げ願箋」及び「仮出し願箋」を確認したところ，検査方法を記載した欄に「Ｘ線」との記載があることは事実であるが，「手荷物検査装置」は物品管理簿上の正式名称であり，同装置は，物を置いてＸ線を使って中身を見るというもので，福岡拘置所では慣習的に「Ｘ線検査機」や「Ｘ線」といった名称を使用し，上記「宅下げ願箋」等の「Ｘ線」の記載は，そのような慣習に基づくものであって，審査請求人が存在を主張する「Ｘ線差入品検査機」と諮問庁が特定に用いた「手荷物検査装置」は同一の警備機器を指しているものであると説明する。このような諮問庁の説明については，不自然・不合理なものとは認められず，本件対象文書を「手荷物検査装置」に係るものとした特定については，妥当であると認められる。

２　本件対象文書の存否について

諮問庁は，①本件審査請求を受け，改めて，諮問庁が原処分を行った福岡矯正管区に指示し，福岡拘置所処遇部門事務室の机の中，当該機器の周辺，後ろ側，棚などを再度確認したが，本件対象文書の存在を確認できなかった，②本件手荷物検査装置の取得に関する文書は，福岡拘置所の「平成７年度支出関係書類」として保存されていたところ，当該書類は，保存期間５年の満了に伴い平成１３年６月２９日付けで廃棄済みであって（平成１５年度（行情）答申第２７４号参照），現時点においては，同廃棄文書の中にこの取扱説明書等の文書が含まれていたかどうか確認することはできない，③同装置は平成７年に導入され，職員は既に使用方法を承知済みであり，また，その操作はそれほど複雑なものではなく，使用したことがない者であっても，使用経験のある職員等が口頭で指導すれば足りるとし，本件対象文書は不存在であると説明する。

以上の点からすると，一般的に考えて，機器の取得時に，福岡拘置所が取扱説明書を取得した可能性は否定できないものの，現に不存在であるとする上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

３　本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡拘置所において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

第６　答申に関与した委員

矢崎秀一，宇賀克也，吉岡睦子